防火

統括　　　　　管理者選任（解任）届出管理権原者連名表

防災

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　　名  （法人の場合は，名称及び代表者氏名） | 住　　　所 | 階・テナント名 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

**統括防火管理者の資格を有する者であるための要件について**

「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火管理者には、下記のとおり権限等が付与されています。

１　必要な権限の付与（消防法施行規則第３条の３第１項第１号）

管理権原者から統括防火管理者に「全体についての必要な業務等を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

(1)　防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限

(2)　防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限

(3)　防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限

(4)　その他統括防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

２　防火管理上必要な業務（消防法施行規則第３条の３第１項第２号）

管理権原者から、「全体についての防火管理上必要な業務等」について、次の内容について説明を受けている。

(1)　防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。

(2)　防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。

(3)　防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。

(4)　その他統括防火管理者として行うべき業務に関すること。

３　防火管理上必要な事項（消防法施行規則第３条の３第１項第３号）

管理権原者から、「全体についての防火管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けている。

(1)　防火対象物の位置、構造及び設備の状況に関すること。

(2)　防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。

(3)　火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

(4)　火災、地震その他の災害が発生した場合における、消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報提供及び消防隊の誘導に関すること。

(5)　その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項